

## 社会福祉法人翔陽会役員等（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員）規程

### （目 的）

第1条 この社会福祉法人翔陽会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として各役員を置き、社会福祉事業を行うにあたり理事会、評議員会、監査等が円滑に機能するために規程を定める。

### （会議の名称）

第2条 この法人の理事会、評議員会の名称は、社会福祉法人翔陽会理事会（以下理事会）、社会福祉法人翔陽会評議員会（以下評議員会）という。

### （会議設置・運営の原則）

第3条 理事会および評議員会の設置・運営に関しては、社会福祉法人翔陽会定款に基づき設置・運営されるものとする。

### （会議の開催）

第4条 定期による会議の開催は、3月末の予算案承認、6月末の決算承認の2回とし、必要時には臨時招集することとする。

### （会議の招集）

第5条 会議の招集は理事長が行うものとし、開催内容等を電話・郵便等により通知する。理事又は評議員が欠席の場合は、電話・返信用はがきの記載等で報告をする。

### （理事長報酬）

第6条 管理系組織スリム化のため施設長と理事長の打合せの多忙により理事長の平均週2回の業務処理実績と勤務実態を加味し、月額25万円支給する。

### （役員会議等参加報酬）

第7条 会議に参加した理事、評議員および評議員選任・解任委員、監査に来た監事に対し1回につき5千円の交通費を支払うものとする。

### （情報保護）

第8条 1. 当会において知り得た情報について、他に漏らしたり、持ち出したりしてはならない。  
2. 個人情報に関しては、当会個人情報保護規定を遵守するものとする。

平成17年3月29日制定

平成17年5月24日変更

平成22年3月24日変更

平成29年6月13日変更

# 役員（評議員を含む）および入居者慶弔見舞金規程

2004年11月1日制定

2019年4月1日改定

## 第1章 総則

（目的）

第1条 役員（評議員を含む、以下役員とは評議員を含む）および入居者慶弔見舞金の支給基準等について定める。各種委員会委員（例：評議員選任・解任委員会委員、第三者委員）等については都度理事長が検討する。

（慶弔見舞金の種類）

第2条 慶弔見舞金の種類は次のとおりとする。入居者は原則死亡弔慰金のみ該当とする。災害見舞金および傷病見舞金については理事長が認める場合はこの限りではない。

- ①災害見舞金
- ②傷病見舞金
- ③死亡弔慰金
- ④役員退任時

（重複支給の制限）

第3条 役員の場合、夫婦双方、親子、及び兄弟姉妹がともに役員の場合の災害見舞金、及び死亡弔慰金は割当する金額の大きい方を贈る、但し災害見舞金については、同居に限る。入居者は本人のみとする。

（支給の手続き）

第4条 慶弔見舞金を支給するときは、理事・施設長がその事実を確認し支出するものとする。

（期間）

第5条 役員の場合対象期間は役員任期中とする、入居者は入居中および退去後3ヶ月以内とする。ただし理事長が特に認める場合はこの限りでない。

## 第2章 災害見舞金

（支給基準）

第6条 役員が、地震、風水害その他不慮の災害に遭遇し損害をこうむった場合は、100,000円を限度とし見舞金を贈る。

## 第3章 傷病見舞金

（支給基準）

第7条 役員が傷病により入院等（自宅療養含む）の場合見舞金1万円を贈る。但し、別途に理事長が個別決定する場合がある。

## 第4章 死亡弔慰金

(支給基準)

第8条 役員、及び法人施設入居者が死亡した場合、次の基準により弔慰金を贈る。

死亡対象	支給対象	支給額
役員本人	葬儀出席の場合の香典	原則3万円、但し理事長が認めた場合は、この限りではない。
配偶者、父、母、子、義父母、兄弟姉妹、祖父母等	理事長が決定する。	理事長が決定する
入居者本人	葬儀出席の場合の香典	理事長・施設長名で各々5千円とする。

(弔花・弔電)

第9条 役員、及び法人施設入居者が死亡した場合、次の基準により弔花・弔電を贈る。

死亡対象	支給対象
役員本人	理事長名で弔花、弔電を送る
配偶者、父、母、子、義父母、兄弟姉妹、祖父母等	理事長が決定する。
入居者本人	葬儀出席可能な場合、理事長名で弔花、弔電を送る。 法人施設にて葬儀を行う場合、理事長名および施設長名で各々弔花をおくり、理事長名で弔電を送る。 但し、理事長の決定によりこの限りではない。

## 第5章 役員退任時

(記念品等)

第10条 役員が退任した場合、次の基準により記念品(商品券など)等(感謝状一式など)を贈る。

原則記念品は3万円以内とし、但し理事長が認めた場合はこの限りではない。